

平成２２年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式２】

独立行政法人家畜改良センター
平成２１年度 第２四半期

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
受精卵（乳用牛）購入	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年7月8日	（株）十勝畜産貿易 北海道帯広市昭和町基線１０ ８番地	会計規程第５３条第１項第１号（家畜の育種改良を目的として導入する育種素材にあっては、遺伝的能力の向上と遺伝的多様性の確保が両立するものを対象とし、あらかじめ能力と血統から受精卵を特定していることから、当該育種素材の所有者は限定されているため。）	-	4,641,000	-		19	
後代検定候補種雄牛購入	家畜改良センター十勝牧場長 鈴木 一男 北海道河東郡音更町駒場並木 8 番地 1	平成21年7月16日	ホクレン農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 3 番地	会計規程第５３条第１項第１号（乳用種雄牛後代検定推進事業における国産候補種雄牛の計画購入のため）	-	3,238,378	-		19	
後代検定候補種雄牛購入	家畜改良センター十勝牧場長 鈴木 一男 北海道河東郡音更町駒場並木 8 番地 1	平成21年8月18日	ホクレン農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 3 番地	会計規程第５３条第１項第１号（乳用種雄牛後代検定推進事業における国産候補種雄牛の計画購入のため）	-	3,163,120	-		19	
受精卵（乳用牛）購入	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年9月7日	（社）ジェネティクス北海道 北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地北農ビル	会計規程第５３条第１項第１号（家畜の育種改良を目的として導入する育種素材にあっては、遺伝的能力の向上と遺伝的多様性の確保が両立するものを対象とし、あらかじめ能力と血統から受精卵を特定していることから、当該育種素材の所有者は限定されているため。）	-	1,963,500	-		19	
平成２０年度財務諸表官報掲載	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年9月24日	福島県官報販売所 西沢彰敏 福島県福島市大町 7 番 2 0 号	会計規程第５３条第１項第１号（平成20年度財務諸表は独立行政法人通則法第38条第4項に基づき官報に公示することと規定されている。また、政府刊行物である官報は、全国統一の広告掲載料金基準を使用しているため、価格による競争性はないことから、福島県における唯一の官報販売所である当該業者と契約する必要がある。）	-	1,934,226	-		6	
受精卵（乳用牛）購入	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年9月25日	（株）十勝畜産貿易 北海道帯広市昭和町基線１０ ８番地	会計規程第５３条第１項第１号（家畜の育種改良を目的として導入する育種素材にあっては、遺伝的能力の向上と遺伝的多様性の確保が両立するものを対象とし、あらかじめ能力と血統から受精卵を特定していることから、当該育種素材の所有者は限定されているため。）	-	1,669,500	-		19	
育成用配合飼料購入	家畜改良センター奥羽牧場長 島森 宏夫 青森県上北郡七戸町字鶴児平 1	平成21年9月30日	八甲田農業協同組合七戸支店 青森県上北郡七戸町字笹田川 久保 8 番地 3	契約事務取扱規程第 2 7 条第 2 項（入札の結果、落札者がいなかったため、契約事務取扱規程第 2 7 条第 2 項により随意契約に移行。）	-	35.385	-		16	単価契約 3,131,572円

3. 本表は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3.の記載方法に準じて記載する。

4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」